

板橋区都市農業経営力強化事業補助金交付要綱

(令和3年6月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内で農業を営む農業者が、東京都の定める都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱(令和3年4月1日2産労農振第3013号。以下「都要綱」という。)都市農業振興施設整備事業実施要領(令和3年4月1日2産労農振第3015号。以下「都要領」という。)及び板橋区都市農業経営力強化事業実施要綱(令和3年6月23日区長決定。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う農業経営を向上させるために必要な事業に対し、その経費の一部を区が補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、都要領第7に基づき都知事の認定を受けた板橋区の都市農業振興施設整備事業実施計画書に定める事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象者は、実施要綱第3条に規定する者(以下「補助対象者」という。)とする。

(事業の対象農地)

第4条 補助対象事業の対象となる農地は、補助対象者が農業経営を行う区内農地とする。
2 前項の区内農地のうち、概ねその半分以上は生産緑地でなければならない。

(補助金額等)

第5条 補助対象者が実施する事業目的ごとの補助対象施設等、補助金額、補助率並びに補助対象事業費上限及び下限については、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、都市農業経営力強化事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添付して区長宛てに提出するものとする。

2 次のいずれかに該当する場合は、特別区民税若しくは市町村民税の領収書の写し、納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

(1) 交付申請書において、申請をした補助対象者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 区外に居住している等の事由により、直近の特別区民税又は市町村民税が区外の自治体において課税されている場合

3 補助対象者は、第1項の交付申請書を提出するに当たっては、事業費から消費税等相当

額を除いて申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助条件を付して、都市農業経営力強化事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助対象者に通知する。

2 区長は、前項の確認の結果、補助金を交付しない決定をしたときは、理由を付して都市農業経営力強化事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助対象者に通知する。

(申請内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定後に事情の変更等により申請内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ都市農業経営力強化事業補助金事業変更交付・中止承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、交付決定者から前項の変更・中止承認申請が提出されたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の変更交付又は補助金の交付中止を決定し、都市農業経営力強化事業補助金事業変更・中止承認書(第5号様式)により補助対象者に通知する。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その実績について、都市農業経営力強化事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に必要な書類を添付して、速やかに区長宛てに提出するものとする。

(補助金の確定)

第10条 区長は、交付決定者から前条の事業実績報告書の提出があったときは、これを確認し、補助条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、都市農業経営力強化事業補助金確定通知書(第7号様式)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の確定通知書を受けたときは、都市農業経営力強化事業補助金交付請求書(第8号様式)を区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

(概算払)

第12条 区長は、第7条の交付決定後、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとする。

2 交付決定者は、概算払による補助金の交付を受ける場合は、第7条に定める交付決定後、都市農業経営力強化事業補助金概算払請求書(第9号様式)を区長宛てに提出するものとする。

3 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

4 交付決定者は、概算払により補助金の交付を受けた場合は、補助事業完了後、都市農業経

営力強化事業補助金概算払精算書（第 10 号様式）を区長に提出し、補助金額の精算を行うこととする。

（調査等）

第 13 条 区長は、交付決定者に対して、補助事業の実施状況及び補助金の使途等補助に関する事項について調査し、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による調査の結果、この要綱に定める補助事業に適合しないと認められる場合は、交付決定者に、これを適合させるための措置をとるべきことを求めるものとする。

（交付決定額の変更）

第 14 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとし、交付決定額が確定したあとにおいても同様とする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した補助条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 15 条 区長は、前条の規定により交付決定額を変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（財産処分の制限）

第 16 条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図るものとする。

2 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、財産管理台帳（第 11 号様式）に記録するものとし、その他関係書類とともに法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内において管理保管するものとする。

3 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、法定耐用年数の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、区長の承認を受けるものとする。

（関係書類の保管）

第 17 条 交付決定者は、この補助金に係る関係書類（前条第 2 項に規定する書類を除く。）を当該会計年度終了後、5 年間保存するものとする。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。
- 2 板橋区都市農業活性化支援事業補助金交付要綱（令和元年8月8日区長決定）は、この要綱の決定の日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象者	事業目的及び補助対象施設等	補助金額・補助率	補助対象事業費上限（下限）
<p>認定農業者</p> <p>原則として個人を対象とするが、共同で利用する施設等を導入する場合は、2名以上の営農集団も対象とする。</p>	<p>1 経営力の強化 施設整備等により経営力強化を図る取組</p> <p>(1) パイプハウス等生産施設 (2) 流通・販売施設 (3) 農畜産物加工施設 (4) 畜舎及び畜産関連施設 (5) 栽培関連施設 (6) その他経営力強化に必要な施設 (7) 上記(1)から(6)までと併せて整備する簡易な基盤整備</p>	<p>補助対象事業費の4分の3以内の金額</p>	<p>1 上限事業費は1億円とする。 2 下限事業費は200万円とする。</p>
	<p>2 新技術の導入 都が指定する新技術を導入する取組</p> <p>(1) 東京フューチャーアグリシステム（技術の分割導入を含む。） (2) その他、都が普及を進める新技術として別に定めるもの (3) 上記(1)・(2)と併せて整備する簡易な基盤整備</p>		
	<p>3 生産基盤の高度化 果樹、茶業を支援する取組及び畜産環境を整備する取組</p> <p>(1) 果樹の改植に必要な圃場整備 (2) 茶の生産及び加工施設 (3) 畜産環境関連施設 (4) 上記(1)から(3)までと併せて整備する簡易な基盤整備</p>		

東京あおば農業 協同組合	4 地域農業の活性化 地域農業の活性化を図る取組 (1) 共同直売所及び共同出荷場等の 共同利用施設 (2) 共同利用農畜産業用機械 (3) 防災兼用共同利用施設 (4) 上記(1)から(3)までと併せて整備 する附帯施設及び簡易な基盤整備		
-----------------	---	--	--

（宛先）板橋区長

所在地
事業者名
代表者名

都市農業経営力強化事業補助金交付申請書

年度において、都市農業活性化支援事業実施計画書に基づく事業を実施したいので、都市農業経営力強化事業補助金交付要綱第6条1項の規定により、補助金交付を申請します。

記

1 事業の目的
（事業の効果）

2 補助申請額 金 円

3 添付書類
実施設計書等（実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、施設及び機械の管理運営規約、その他実績の確認に必要な書類）

4 区税納付状況調査に関する同意
補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

「4 区税納付状況調査に関する同意」に同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の に✓を記入してください。

同意しない 区外に居住している 転入前の自治体において課税されている

【追加添付書類】

住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

5 施設整備事業計画（実績）

事業実施 主体	事業内容	事業量	経費の配分					備考
			総事業費	補助対象経費 (A) + (B) + (C)	負担区分			
					都費 (A)	区費 (B)	その 他 (C)	

6 事業完了（予定）年月日

年 月

第2号様式（第7条関係）

番 年 月 日

事業者名
代表者名 様

板橋区長

都市農業経営力強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区都市農業経営力強化事業補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 補助の条件 以下のとおり

(1) 実績報告

交付決定者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その実績について、実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、速やかに区長に報告すること。

(2) 調査等

補助対象事業の実施状況及び補助金の使途等補助に関する事項について調査し、又は資料の提出に協力すること。

(3) 前項の規定による調査の結果、この要綱に定める補助対象事業に適合しないと認められる場合は、適合させるための措置を講じること。

(4) 交付決定額の変更

区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を変更すること。また、交付決定額が確定したあとにおいても同様とする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 補助金の返還

補助金の交付決定額を変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還すること。

第3号様式（第7条関係）

番
年 月 日

事業者名
代表者名 様

板橋区長

都市農業経営力強化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区都市農業経営力強化事業の補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 理 由

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地
事業者名
代表者名

都市農業経営力強化事業補助金事業変更交付・中止承認申請書

年 月 日付けで提出した補助金交付申請書の内容に変更がありましたので、
を中止する必要が生じたため、
板橋区都市農業経営力強化事業補助金交付要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり関係
書類を添えて変更・中止申請します。

記

- | | | |
|----------------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 変更の内容又は中止の理由 | | |
| 4 添付資料 | | |

第5号様式（第8条関係）

番 年 月 日

事業者名
代表者名 様

板橋区長

都市農業経営力強化事業補助金事業変更・中止承認書

年 月 日付けで申請のあった板橋区都市農業経営力強化事業補助金に係る申請内容の変更・中止申請を下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更・中止後の交付決定額 金 円
- 3 変更・中止内容

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
事業者名
代表者

都市農業経営力強化事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった板橋区都市農業経営力強化事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、板橋区都市農業経営力強化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記資料を添えて報告します。

記

- 1 施設整備事業実績報告書 別紙のとおり
- 2 添付書類

第7号様式（第10条関係）

番 年 月 日

事業者名
代表者名 様

板橋区長

都市農業経営力強化事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した板橋区都市農業経営力強化事業補助金については、年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき審査した結果、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認められるので、補助金額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 戻入額 | 金 | 円 |

第 8 号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
事業者名
代表者名

都市農業経営力強化事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった板橋区都市農業経営力強化事業補助金について、板橋区都市農業経営力強化事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 内訳

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
事業者名
代表者名

都市農業経営力強化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった板橋区都市農業
経営力強化事業補助金について、板橋区都市農業経営力強化事業補助金交付要綱第12条第
2項の規定に基づき、下記により、概算払による交付を請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 概算払による請求理由
- 3 内訳

別記様式第10号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
事業者名
代表者名

都市農業経営力強化事業補助金概算払精算書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、板橋区都市農業経営力強化事業補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記により精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備考
円	円	円	円	

財産管理台帳

区市町名 板橋区

事業実施年度				事業実施主体名				事業名	都市農業経営力強化事業					
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業内容	工種・構造施設区分	事業量	施行箇所又は設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	補助対象経費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日		承認年月日
								都補助金	区市町費	実施主体費				
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。